

議 事 録

会議名	平成28年度 第1回寒川町都市計画審議会		
開催日時	平成28年5月13日（金）午前10時00分～12時00分		
開催場所	議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>委 員：綾木進、二ノ宮雅一、千葉保雄、山田政博、杉崎隆之（副会長）、藤沢喜代治、加藤仁美（会長）山田修嗣、後藤進、鈴木潔、島村繁、内野晴雄、倉持英彰</p> <p>事務局：都市建設部－黒木部長 都市計画課－小林課長、米山副主幹、渡辺副主幹 杉崎主任技師、廣田主事 環境課－徳江課長 田端拠点づくり課－廣田課長、金子技幹</p> <p>神奈川県県土整備局住宅部建築指導課 黒川副課長、伊東グループリーダー、中村技師 県湘南地域県政センター環境部 矢板部長、菊地技師</p> <p>〔欠席委員：中村文彦、鈴木仁〕</p> <p style="text-align: right;">傍聴者 0名</p>		
議 題	<p>1. 建築基準法51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（諮問）</p> <p>報告事項（1）第7回線引き見直しについて</p> <p>報告事項（2）都市マスタープランの改定について</p>		
決定事項			
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過	<p>1. 開会</p> <p>【黒木都市建設部長】 それでは、定刻より若干早いんですが、皆さん、おそろいでございますので始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまより、平成28年度1回寒川町都市計画審議会を開催させていただきます。私、本日の進行を務めます、この4月1日で都市建設部長を務めることになりました黒木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それから、ご案内の通知に記載をするのを忘れてしまいました。現在、寒川町の職員、5月1日から10月31日までの間、クールビズを実施しておりまして、私ども職員がノーネクタイで軽装の状態でございます。ひとつご了承願いたいと思います。また、皆様方も、もしあれでしたら楽な形で、上着等を脱いでいただいても結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、加藤会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>【加藤会長】 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。議題1件、報告事項2件となります。今年度始まりましてから、すぐに熊本地震などがございまして、災害列島に住んでいることを改めて感じさせられたところがございますが、東海大学の農学部も大変な被害に遭っておりまして、どうも校舎は使えないような状態のようでございます。</p> <p>すみません、ちょっと話題がそれましたけれども、本日、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>【黒木都市建設部長】 ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、お手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。まず、一番上に本日の会議次第、その下に委員名簿、そして都市計画審議会条例が続いてあるかと思います。さらに、その下、資料1、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置についてのホチキスどめのこちら。それと、資料2、こちらもホチキスどめしております、第7回線引き見直しに係る都市計画公聴会公述意見の要旨と県の考え方があるかと思います。また、その下に参考資料1、こちらもホチキスどめしておりますが、議題（1）の説明用スライド資料、そして、参考資料2、報告事項（1）の説明用スライド資料、それと参考資料3番、報告事項の説明用スライド資料、そして、参考資料4番、寒川町都市マスタープラン見直しに向けた町民意識調査結果概要があるかと思えますが、過不足はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>また、本日の出席委員さんは13名で、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成</p>
-------	---

立要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日、横浜国立大学副学長の中村委員様、藤沢土木事務所長の鈴木委員様が欠席されております。また、本日出席の委員で改選された委員の方がいらっしゃいますので、自己紹介をいただきたいと思っております。恐れ入りますが、倉持委員、自己紹介をお願いいたします。

【倉持委員】 茅ヶ崎警察署長、倉持です。3月18日に座間署長から来ました。よろしく願いいたします。

【黒木都市建設部長】 ありがとうございます。

本日、欠席の委員で今年度に入り改選された委員の方がいらっしゃいますので、ご報告させていただきます。藤沢土木事務所長の鈴木仁委員が新たに委員に就いていただいております。

## 2. 議事

【黒木都市建設部長】 さて、本日の議題は、建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてになりますが、即日答申をお願いしたいと考えております。その関係から、各委員さんに事前に説明させていただいたところですが、貴重なお時間を割いていただき、ご協力いただき、ありがとうございます。なお、事前説明資料から修正している事項がございますので、あらかじめご了承ください。

また、本日の議題となっております、建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてですが、神奈川県知事が寒川町都市計画審議会に付議している案件のため、神奈川県建築指導課及び湘南地域県政センター環境部の職員が事務局として入っておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、寒川町自治基本条例の施行に伴い、町が開催する審議会、及びこれに準ずる会議については原則として公開することとなっております。したがって、本審議会においても、傍聴希望者は個人情報に関する審議事項を除いて傍聴できることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、審議会等の議事録につきましては、これまでどおり議事録を作成して、委員の皆様のご確認をいただいた後に、ホームページ等で公開させていただきますので、あわせてお願いいたします。

それでは、これから議事の進行につきましては、加藤会長をお願いいたします。

【加藤会長】 ありがとうございます。それでは、早速議題に入りたいと思っております。

本日は傍聴人がいらっしゃらないということがございますので、審議のほうに入りたいと思っております。議題1、建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃

棄物処理施設の敷地の位置につきまして、お願いいたします。なお、本案件につきまして、先ほど事務局のほうからご説明がありましたように、本日、答申の形で審議を進めていただきたいということでございますので、ご協力のほどお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【加藤会長】 ありがとうございます。本案件は、神奈川県知事から付議されておりますので、神奈川県職員の方からご説明いただきたいと思います。それでは、ご説明のほうをお願いいたします。

【神奈川県建築指導課 黒川副課長】 神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課副課長の黒川と申します。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。それでは、諮問第26号、建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、ご説明いたします。まず、本件に関係する法律の概要についてご説明いたします。建築基準法第51条では、卸売市場、火葬場、または屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないとされております。

このその他政令で定める処理施設といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に該当する、一般廃棄物処理施設が含まれております。しかしながら、この条文にはただし書がございまして、ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会、括弧しまして、その敷地の位置を都市計画に定めるべき者は市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、または政令で定める規模の範囲内において新築し、もしくは増築する場合においてはこの限りではないとされております。

一般廃棄物処理施設につきましては、民間企業が設置する施設の場合、将来の産業構造や経済情勢等の影響を受けやすく、都市計画決定を行うことで当該処理施設以外の土地利用を制限することは適当ではないと考えております。本案件も民間企業が設置する施設において、一般廃棄物処理を行おうとするものであることから、都市計画で位置を決定せず、建築基準法第51条ただし書の許可の対象といたしております。

今回、特定行政庁である県が本規定に基づき許可を行います。一般廃棄物処理施設を都市計画に定めるべき者が寒川町であり、市町村都市計画審議会が置かれる町でありますので、当該都市計画審議会にお諮りするものでございます。

次に、今回の案件の概要についてご説明いたします。今回付議した案件は、基

本施設がございまして、昭和60年6月、県指第6-6号神奈川県都市計画審議会の議を経て、建築基準法第51条の許可を取得し、産業廃棄物の処理施設として有害汚泥のコンクリート固型化処理を行っております。今回は、産業廃棄物である有害汚泥に加えて、一般廃棄物であるばいじんを受け入れ、コンクリート固型化処理を行いたいとしております。

既存の施設を利用して一般廃棄物の処理を行うことから、敷地の位置の指定が必要となるために建築基準法第51条の許可が必要となり、ご審議いただくものでございます。本案件は、敷地内に新たな建築物を新築して建てたり、既存施設の増築行為や処理設備の変更、増設はございません。

それでは、許可申請内容についてご説明いたします。申請者はエコマックス株式会社代表取締役、高野亮。申請地の地名地番は、高座郡寒川町田端1590の4。用途地域は工業専用地域。使用用途は一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設。敷地の面積は9,277.37平方メートル。建築面積は3,996.47平米。延べ面積は4,213.50平米となっております。

次に、本案件の位置についてご説明いたします。図の中央左、赤で着色された部分が今回お諮りする施設の位置でございます。当該施設は寒川町の南西に位置しております。周辺の道路につきましては、県道44号、県道46号、さがみ縦貫道路でございます。計画施設付近を拡大いたします。敷地の前面道路は県道44号及び町道田端44号でございます。計画地の用途地域は、先ほど申し上げましたように工業専用地域、建ぺい率60%、容積率200%が規定されております。

次に、本案件の配置についてご説明いたします。大変恐縮ではございますが、図面の方位が変わりまして、左手が北側となっております。ご了承ください。敷地の位置は赤枠で示しているところで、県道44号（伊勢原藤沢）及び町道田端44号に接しております。この図の黄色で着色した部分は既存の建築物であり、今回の増改築はございません。

一般廃棄物の処理を行う施設は、工場事務所棟及び受け入れ保管庫棟の二棟となります。許可に係る部分の建築面積は、先ほど申し上げましたように3,996.47平方メートル、延べ面積は4,213.50平米となっております。

次に、処理フローについて簡単にご説明いたします。敷地内に搬入されたばいじんは計量機を経て受け入れ保管庫に運ばれます。その後、工場事務所棟内のミキサーで水やセメント等と一緒に練られ、養生ピットで養生されます。最後に、搬入時と同様に計量機にかけられ、搬出となります。

次に、本許可申請に当たっての審査項目は次のとおりです。搬入・搬出ルート、交通量、影響予測、排水計画、生活環境影響調査、以上の4項目について審査をしております。まず、搬入・搬出ルートについてご説明いたします。搬入ルート

ですが、まず町道田端一之宮14号、町道田端35号、町道田端一之宮15号を経由して、町道田端44号から搬入するルート、町道田端45号を経由する2つのルートがあります。搬出ルートにつきましては、前面道路の町道田端44号から県道44号を経由して搬出する計画となっております。

次に交通量への影響についてでございます。前面道路である県道44号（伊勢原藤沢）に関する平成22年度道路交通センサスによる調査結果です。今回の計画施設が昼間のみ稼働であることから、午前8時から午後5時までの県道の交通量を示しております。乗用車、小型貨物車である小型車については1万1,567台。バス、普通貨物車である大型車は2,733台で、合計1万4,300台となっております。

次に、現状施設における既存施設への搬出入台数ですが、4トン車と10トン車は1日当たり、それぞれ約20台程度となっております。一般廃棄物処理を追加することによる車両の予測増加台数ですが、10トン車以上の車両が1週間当たり6台程度と見込まれております。以上のことから、前面道路を含めた周辺交通量に対する影響はないものと判断しております。

次に、排水計画についてご説明いたします。今回、一般廃棄物処理を追加して行うことに伴って、現状と排水計画が変わることはございません。建築物内のトイレ等から出される汚水・雑排水については、現在と同様に前面道路内の公共下水に接続します。また、雨水については前面道路である町道44号の雨水排水施設に接続します。なお、建屋の屋根に降った雨水以外の雨水については、集水し、貯留槽にためてからコンクリート固型化の水に再利用しております。

なお、本案件につきましては、湘南地域県政総合センター環境部において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の手続を並行して行っております。

手続に当たり、生活環境影響調査を行っておりますので、その報告書の概要についてご説明いたします。調査項目は、湘南地域県政総合センター環境部と事業者と協議した上で、騒音、振動、粉じんについて実施しております。

初めに騒音についてですが、東西南北の敷地境界線上の地点において行っております。評価方法については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制基準との比較によるものでございます。観測地点の予想値は、いずれも神奈川県生活環境の保全等に関する条例の基準値以下となっておりまして、支障のないものと判断しております。

次に、振動についてです。観測地点、評価方法については、先ほどの騒音と同様でございます。観測地点の実測値は、いずれも神奈川県生活環境の保全等に関する条例の基準値以下となっており、支障のないものと判断しております。

最後に、粉じんについての調査結果ですが、評価方法は県生活環境保全条例に

示す粉じん発生作業の規制基準と比較しました。その結果、作業を建屋内で行うことが前提であること、適宜散水を行いながら作業を行うこと等から規制基準を満たしております。なお、生活環境影響調査指針に評価基準はないものの、大気中に含まれる全ての粉じんの重量について参考までに調査を行ったところ、10マイクロメートル以下の浮遊粒子状物質の環境基準と比較しても、基準値以下の結果となっていることをご報告いたします。

以上のことから、作業内容については支障ないものと判断しております。生活環境影響調査の結果の概要につきましては、以上でございます。

なお、本案件につきまして、寒川町長宛て、計画施設の立地について意見を求めましたところ、土地利用上支障ない旨の回答をいただいております。

最後に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続及び審査の状況について、説明させていただきます。本案件につきましては、平成26年6月10日付で神奈川県産業廃棄物処理業許可等、ごみ処理要綱に基づく事前調整を終えております。その後、平成28年4月8日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設設置許可申請書が提出されております。現在、審査中ではございますが、許可基準に適合しているものと判断されていることから、今後は建築基準法第51条の許可とあわせて施設の設置許可が行われる予定となっております。

諮問第26号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**【加藤会長】** ありがとうございます。ただいまのご説明、参考資料の1に基づいてご説明いただきましたが、資料の1がこの処理施設の用途に関する建築物の敷地の位置についてという図面類になっておりますね。というので、資料1のほうもごらんになってご意見をいただければと思います。何かご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**【藤沢委員】** 会長、すみません、よろしいですか。

**【加藤会長】** お願いいたします。

**【藤沢委員】** ただいまのスライドの説明について、それ以前の関係で、私はちょっと確認をさせていただこうと思うんです。よろしいですか。

**【加藤会長】** はい、お願いいたします。

**【藤沢委員】** 町のほうからの説明で、本日の出席者がこれだけそろったという中で、これから、じゃ、答申の審議を始めましょうという中で、本日、新たに参加、ご出席された委員がごぞいますということですね。これは、この条例によって認められている。そして、3条で、次の段階を迎える。町はこの方に対して、どういう順序を踏んだんですかということが1つ。

**【会長】** この委員の構成でございますね。

**【藤沢委員】**　そうですね。ということは、私どもは、町長が出てこられて、一人一人に委嘱をお願いされると。というと、今度の場合は、それを省略して、じゃ、いつ町長はこの方に委嘱されたのか。私らは全くそれを見ていないわけですし、報告も受けていないということですね。決して私は身分についてどうこう申し上げるわけではないけれども、そういうことがあっていいのかどうかということ。逆に言うと、この方に、私は失礼ではなかろうかなと思うんです。

それと、私どもの審議会というのは、町長からの答申を求められて、本来は審議をすべきですけれども、今度は県の本庁から来られた建築主事がおやりになられるということ。そうしますと、先ほど県の事務局のご説明ですと、町長はこれらについては異議がなくという意味に聞こえましたね、承認というか、了解された。そこで私が伺いたいのは、町長は内部ではどういう経過を経たんだと。少なくとも町長は、やはり簡単に言えば、議会の議長あたりにはそういう話をしたのかどうか。それが私は順序だと思うんですけれども、その2つについてのお答えを願いたいと思います。

**【加藤会長】**　わかりました。この審議事項に入る前に、まず1つ目が、審議会の委員の委嘱につきましてのことですね。すみません、それについてのご意見のようです。それが1点。

2点目は、この諮問にかかわることなんですけれども、諮問されてからの手続の件でございますね。これにつきまして、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

**【藤沢委員】**　部長がいるんだから、責任のある部長からやられたらどうですか。課長でも悪くはないけれども、大事な席だし、大事な答弁ですから、最大の責任の持てる方のお答えが私は必要だと思いますけれども。

**【黒木都市建設部長】**　すみません、1つ目の審議委員さんの関係でございますが、現在まだ任期中でございますので、欠員が生じた場合は欠員の任期は前任者の残留期間とするということで第3条に書かれてございますので、そのようにさせていただいているところでございます。

それから、諮問からの手続ですけれども、私も勉強不足でお答えができないところがございますので、担当のほうから説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【加藤会長】**　すみません、じゃ、ご担当の方、お願いいたします。

**【米山副主幹】**　すみません、先ほどの27年12月15日付、適用上支障がないという件なんですけれども、こちら、51条のただし書の許可のほうが神奈川県に提出された後に、神奈川県のほうから平成27年11月24日付、町長宛てに……。51条但し書きの許可が事前相談があった段階で、神奈川県のほうで、土地利用上支障がないか整理するに当たり、あらかじめ貴職の意見をいただきました



く照会しますということで、町長宛ての照会文が来ております。

これに対して、先ほど申したとおり、平成27年12月15日付で、土地利用上支障がないという回答をしております。これにつきましては、先ほど説明があったのと重複してしまうのですが、こちら、既に51条ただし書に産廃施設として許可を受けている施設であって、周辺に与える影響は大きく変わらないと。また、1番の都市計画上考えていくと、廃棄物処理施設については、都市計画運用指針というガイドラインにおいて、工業系用途地域が望ましいとされており、本施設については、その中で一番厳しい工業専用地域に配置されているという理由から、こういった回答をさせていただいております。特にこの段階で議会等に協議、ご相談させていただいているということはなく、申しわけございませんでした。以上です。

【加藤会長】 今のお話、書類上ではどこに書いてありますか。神奈川県への意見照会につきましては、パワーポイントのほうの6枚目のほうに、平成27年12月15日の話が出ていますが、その前のプロセスは何かご説明ありましたっけ。

【米山副主幹】 この12月29日に支障がないものと回答したというのが。

【加藤会長】 12月何日？

【米山副主幹】 スライドの最後の5枚目です。

【加藤会長】 最後ですね。

【米山副主幹】 ええ、最後の紙の表側の下段に、寒川町長への意見照会結果ということについているんですが、ここで平成27年12月15日、寒川町長より土地利用上支障がない旨、回答というのがあるんですけども、これは、この日付けで寒川町長から神奈川県知事に、こういった内容の書類を送っています。

なぜこれを送ったかといいますと、その前に、平成27年11月24日付で、神奈川県知事から寒川町長にこの件について支障がないかどうか、書面にて照会を行ったと。それに対する回答だと。この回答をつくるに当たって、議会等に相談等の手続はしていないということになります。

【加藤会長】 議会に諮った？

【米山副主幹】 諮っておりません。11月24日付で県知事から意見照会がありまして、12月25日に回答しておりますが、その間に議会等にこういった意見照会が来て、回答していいかどうかという、そういった相談はしていません。

【加藤会長】 していないんですね、わかりました。というプロセスのようでございます。これにつきましては、よろしいでしょうか、そういうお答えで。

【藤沢委員】 では、確認させていただきたいと思います。私どもが補欠で入ったときには、町長からいただいたと思うんですよ。

【加藤会長】 すみません、こちらは委員の委嘱のお話ですね、まず。はい。

【藤沢委員】 では、確認をさせていただきますけれども、これから、あらゆるこういう審議会があつて、新たに来られた人には、もう辞令というか、委嘱状は省略されるということですね。さっき黒木部長が答弁されたのは、この条例の3条でということでしたけれども。

【加藤会長】 委員の委嘱の手続のお話ですね。

【藤沢委員】 交代されても出さないというふうに解釈をしてよろしいんですか。

【加藤会長】 いかがでしょうか。

【藤沢委員】 それから、2つ目については、これはページがないんですけれども、最後の紙の町への意見照会結果、支障ない旨の回答があつたと。これは町長がそうしたと。じゃ、町長は内部でどういうふうな審査をされたのか。例えば町長のことですから、臨時政策会議を開かれたのか、あるいは部長会議の中で確認をされたのか。そして、先ほど申し上げたように、せめて議会の議長にはどんなふうな対応をされたのか。それをもう一度、お答えいただきたいと思うんです。

【加藤会長】 じゃ、まず委員の委嘱につきましてお願いします。

【黒木都市建設部長】 すみません、説明が不足で大変申しわけございません。この委員の任期の中で人事異動があつた中で、委嘱状をお渡しをさせていただいているところでございます。

【藤沢委員】 ですから、これから、3条によって、残つた場合は出さないということの、私は確認をして終わりにしましょうというのです。それでいいですね。

【黒木都市建設部長】 いえ、委嘱状は出します。

【加藤会長】 出すということですね。

【黒木都市建設部長】 在任期間だけであれば出します。

【藤沢委員】 じゃ、いつ出されたかということを知っているんですよ。いつ、どういう場面で出されたんですかということを知っているんですよ。

【黒木都市建設部長】 私のほうで伺わせていただいて、委嘱状を出させていただいたものでございます。

【藤沢委員】 いつ、どこで出されたか。

【加藤会長】 委嘱状の提示のことですね。差し上げるのを、今回省略しているのではないかというお話をされているんですね。でも、それは今日、よろしいですか。

【黒木都市建設部長】 すみません、日にちは5月11日の、時間は11時ごろなんですけれども、茅ヶ崎警察署さんのところへ行きまして委嘱状をお渡ししたところでございます。

【加藤会長】 ということだそうでございます。じゃ、1点目はよろしいでしょうか、委嘱状につきまして。

【藤沢委員】 やはり同じ重要な審議をしていただくんだから、皆さんと同じような立場をとってあげていただきたい。それでないと、ということをお願いしておきたい。この方がどうのこうのではなくて、何で同じ立場がとれないんだと。同じ案件を審議するのに、片方は内々でお渡ししてありましたんですよということではなくて。

結構ですよ。あまりこれで時間をかけても。私はそういうことを望んでいると。そういうふうにするべきだということをお願いしておきます。

【加藤会長】 わかりました。では、また後ほど事務局のほうとお話をさせていただきたいと思います。

じゃ、2点目の件なんですけど、県から寒川町のほうに意見照会があって、照会結果として回答している間、どのような意見交換があったのかというご質問のようなんですけれども、それにつきまして、ご担当の方、お願いしてもよろしいでしょうか。

【米山副主幹】 先ほどその意見照会があって、回答するまでの手続なんですけれども、こちらは、段階として51条ただし書に基づく許可申請について、神奈川県に事前相談があった段階で、事前相談があったので、参考にするために意見照会しますという文書のため、特に町の政策会議ですとか、部長会議にかかっているということではなくて、町長までの届け出の決裁をとってこういった文書を回答させていただいているという手続になっております。以上です。

【加藤会長】 ということで、法律的な段階で、多分町長がそのような回答をされたのではないかと、私予想しますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。私がそんなふうに申し上げても。ということでしょうか。

【米山副主幹】 特にこの段階で町からの意見を回答しなければいけないというわけではないんですけれども、神奈川県の方で参考に、都市計画法上、支障がないかどうか整理するために町のご意見を聞きたいということで、書面でいただいております。都市計画上、何条に基づくという意見照会ではないです。建築基準法ですね。

【藤沢委員】 すみません、私は何を言いたかったかということ、例えば先ほど部長のほうからございましたように、県へ付議しましたと。それはわかっていますよと。しかし、これだけの方が貴重な時間においでになられた。そして、しかも、町長はその前に委嘱状をお渡しして、皆さんに町の重要なこうした都市開発に関する件をご審議いただくんですよということだったら、たとえ付議をしたにしても、町長が出てきて、実は私に代わって県からこういうことだったから、皆さん、よろしくということ、私は必要ではなかろうかなと。

町長が忙しければ、それは結構です。しかし、そのために副町長をつい最近も承認されたばかりじゃないのかなど。私は、これからはそういうふうにされるべきだということを強く要望して終わりにしたいと思います。

【加藤会長】 わかりました。ご意見として、ありがとうございます。

それでは、審議のほうに入りたいと思います。ただいまの、先ほどのご説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【山田政博委員】 よろしいですか。

【会長】 お願いします。

【山田政博委員】 環境調査は事前にやられたということなんですけれども、これから先、環境調査を定期的にやっていくんでしょうか。その期間とか、わかれば教えてください。

【加藤会長】 今のは生活環境のほうの調査でございますね。それも今後やっていかれるのかというお話でしょうか。どなたかお答えいただけますでしょうか。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 神奈川県建築指導課、伊東でございます。私のほうから答えさせていただきます。生活環境影響調査、この内容につきましては、今回51条の許可を審査する上で、もともとこちらを確認したように湘南地域県政総合センター環境部さんが、廃掃法の許可の手続の中で行った影響調査の結果をこちらで照会したものでございます。

許可に当たりましては、この結果をもちまして、例えば騒音、振動、大気質、内容については支障なしと判断させていただきます。許可はここでおしまいでございますので、後の、例えば今のご質問の生活環境影響調査を引き続きやられるかどうかにつきましては、建築基準法の中では縛りはございません。

【加藤会長】 縛りはないので、その後は、やらない方向でということですか。じゃ、すみません、お願いいたします。

【県湘南地域県政総合センター環境部矢部部長】 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部長の矢板でございます。こちらの施設は、一般廃棄物処理施設の許可ということで、私どものほうに申請をいただいている施設で、今説明がありました生活環境影響調査はその申請書の添付書類ということで実施されたことになっております。こちらの許可というものは、施設の許可ですとか、こちらの事業者については産業廃棄物の処分業というのも今現在許可を受けてやっております、私どもの監視対象ということになっております。

事業所の申請の中でも、騒音ですとか、振動ですとか、これは継続して事業所に基準がかかっているものですので、それをみずから点検する計画になっております。県のほうで、定期的に測定をするかということについては、そちらの自主検査の結果ですとか、あと周辺の方の苦情ですとかいったときに実施する場合は

ございますが、定期的にこういった規制対象のものを検査し続けるということとはしていないものです。事業所のほうで、みずから検査したものを私どものほうでその数値がなにか確認して、支障がないかどうかというのを監視しているという状況でございます。

【加藤会長】 事業所のほうで自主検査をなさったものを確認するような、そういうシステムになっているということでございますね。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

お願いいたします。

【綾木委員】 すみません、資料1の中の。

【加藤会長】 資料1ですね、図面の入っている。

【綾木委員】 いろいろ、環境とか調査をされるにしても、今この施設で処理される、処理能力といいますか、今はなくても、処理をそんなにしていなくても、ここでたくさん処理するようになると影響が出る可能性がある。何かそういう意味で、この施設の処理能力といいますか、最大的な能力を制限されるような項目というのはございますでしょうか。

今ここにあるのは計画車両で10トン車、週6台というふうに今なっているんですが、そこら辺は何か、もしわかりましたら、ご説明をお願いしたいと思います。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 では、私、伊東のほうからご回答させていただきます。今ごらんいただいておりますこの資料の中に、中段あたり、処理能力というものがございます。コンクリート固型化施設28.8トン日量をとということでございます。今回の許可に当たりましては、これが制限でございます。こちらの能力につきましては、今回は一般廃棄物の処理の許可でございますが、その前から、産業廃棄物の処理について、コンクリートの固型化処理を行っております。その能力と同等でございます。同じでございます。

引き続きまして、28.8トン、日量の中で、その中の、産業廃棄物の処理をやってきた中の一部を、今度一般廃棄物に置きかえて処理をするということでございますので、機械の能力は全く従来と変わらず28.8トンのまま。それが今回の制限でございます。その中の一部で一般廃棄物の処理をしたいということが、事業者の申請でございます。

【加藤会長】 お答えはそれでよろしいですか。

【綾木委員】 はい、ありがとうございます。

【加藤会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【山田修嗣委員】 寒川町の方に伺いたいのですが、諮問内容と直接関係ないかもしれないんですけども、このような処理施設の変更を行うことによって、

町にはどのような利点ですとか、町民の方の安心材料につながるですとか、それから、冒頭の会長のご挨拶の中にもあったとおり、自然災害等が発生して周辺地域のこういった処理施設がダウンしてしまったときに、例えば受け入れて地域貢献、エリア貢献ができるといったような、わりと積極的に再生し得るような町に対する利点というものが、もし想定されているものがあれば、お答えいただきたいと思っています。

【加藤会長】 いかがでしょうか。じゃ、担当者の方、お願いいたします。すみません、大きな声でお答えいただけますか。

【米山副主幹】 今回、都市計画審議会に諮るので、土地利用上ですとか、都市計画上とかいう言葉が出てきているんですけども、その点に関しては、ここに公共的土地利用で工業専用地域という中で1つ立地しているだけで、それに対して町が個別、個別でよしあしとかいうところはなかなか踏み込んでいけるところではないので、支障がないというような考え方になってくるかと思います。

災害時の受け入れに関して、回答してください。

【加藤会長】 お願いします。

【環境課長】 寒川町環境課長の徳江と申します。よろしく申し上げます。災害時の受け入れに関してですけども、現状の中では、今、産業廃棄物処理施設の、例えばこちらのエコマックスさんと何かいわゆる協定、その他のものを結んでいるものはございません。現状、ただ、今大きな災害が出ておりますけれども、今後、そういう災害が起きたときに、町から出る一般廃棄物はこちらの施設には通常入りません。けれども、今後そういう非常事態の中では、そういうところを危機管理上の話としてお受けいただくような協議も、今後進めていかなければいけないのかなとは考えてございます。

以前、私ども、クリーンセンターがありまして、申し上げますと、私どもも焼却炉が以前ございました。その焼却炉解体時に、こちらの施設で一部処理をいただいたような実績はございます。

【課長会長】 ああ、そうですか。よろしいですか。

【山田修嗣委員】 すみません、しつこく確認なんですけど、では、もちろん審議内容はこの計画にのっとって審議をせよというのは承知をしているんですけども、もしこのような改変に伴って、寒川町がこういう施設を新たに地域の中に加えるというか、抱えるということになれば、それなりの協議や協力体制の構築に基づいて、寒川町としてもさまざまな可能性があるということも一部はお考えになっているという理解でよろしいですね。

【加藤会長】 はい、ありがとうございます。実は、私もちょっと地域貢献とかで、こういうことを機会に、若干地域貢献的なことを町のほうで誘導していただくと、ほんとうはいいんだろうなと実は思っていたところがございます。あり

がとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。

【二ノ宮委員】 ちょっと聞いてもよろしいですか。

【加藤会長】 はい、お願いします。

【二ノ宮委員】 今説明で交通量影響予測のデータがあったと思います。これは、まず平成22年度道路交通センサスということで言われて、提出書類の1つだと思えるんですけども、この年代の資料で提出書類はいいかもしれませんけれども、現状としてはいかがなものかと思えます。

また、調査場所、地点は県道のどこでやられたんですかということも、ちょっと確認したいと思えます。よろしくお願いします。

【加藤会長】 お願いいたします。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 私からお答えさせていただきます。道路交通センサス、これはまず国土交通省が行っている調査でございます。全国道路街路交通の情勢調査ということです。ご質問のありました22年度の年代につきましては、直近が実は27年度に調査は行っているんですが、まだ結果が公表されていない状況でございます。ですので、データとして今公表されているものの直近は22年度ということでご承知おきいただけたらと思えます。

調査場所につきましては、道路の津々浦々、あちこちで調査を行っているんですが、今回の台数を拾い上げた場所といたしましては、平塚と寒川町の境から、今回、銀河大橋のところ、こちらから東のほうへ、このエコマックスの敷地の前を通過いたしまして、県道相模原茅ヶ崎までの区間ということになりますので、これをどうお伝えすればいいか。県道相模原茅ヶ崎が、さがみ縦貫道路のあたりを南北方向に走っている相模原茅ヶ崎までの区間。場所で……。

【加藤会長】 すみません、こちらで説明していただければ。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 そうですね。画面のほうで。

【加藤会長】 広域でないと。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 そうですね、恐れ入ります。今見ているのは県道44号でございますね。もうちょっと右手側に、南北方向に……。恐れ入りますが、さがみ縦貫道路よりもうちょっと右のほうへ行きますと、南北方向、縦軸のほうで県道。

【加藤会長】 44号、これです。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 県道の相模原茅ヶ崎線というものがございまして、そこまでの区間でございます。失礼いたしました。ちょうど映っているのが。

【加藤会長】 これですね。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 そちらでございます。そこまでの区間でございます。そこから銀河大橋を渡って、寒川町と平塚市の境界からの区間の道路交通量を国土交通省で調べた結果でございます。

【加藤会長】 これとこれですか。

【二ノ宮委員】 じゃ、まだ当時、縦貫道が完成していないから、全く現状と合っていないということですね。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 ええ、むしろ今のほうが、さがみ縦貫道が全線開通いたしましたので、推測になって恐れ入りますが、こちらの道路につきましては、かなり交通ネットワークがつながったということで、さがみ縦貫に乗る車も増えているかと思しますので、この数量よりも現在のほうが増えている可能性があるかなとは、推測しております。

【二ノ宮委員】 じゃ、現在のものを見たいですよ。そうなりますね。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 はい。22年のものと、23年の9月ごろに公表されておりますので、27年の調査は、今年の9月ぐらいに公表されるのではないかと考えております。

【二ノ宮委員】 じゃ、想定はこれより増えるという前提でよろしいんですか。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 そういうふうに私は考えておりますが、一応この段階では正確ではございませんので、22年度の台数、1万台以上の車が走っているところにつきまして、今回の一般廃棄物の処理を追加で行おうとした場合も、1週間に6台程度ということでございますので、大きな影響がないということで判断を示させていただいたところでございます。

【加藤会長】 それは、平成27年の調査データからの予測は、もうちょっと増えるかもしれないというふうに、今おっしゃっているわけですね。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 それは、あくまで私の推測でございますので、正確にはそちらは判断できないところなんですけど、27年度の公表されたときには増えるのではないかとというふうには。

【加藤会長】 ないかと。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 ええ。ただ、現状の22年のデータと見比べましても、仮りに今回週6台というのは大きな影響にはならないだろうと考えていると。

【加藤会長】 よろしいでしょうか。

【二ノ宮委員】 はい。

【加藤会長】 ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。ちょっと私からよろしいでしょうか。実は教えていただきたいということなんですけど、このパワーポイントの搬入搬出ルートの前ページで、審査項目というのがございまして、4つ挙げていらして、



今もその話があったんですけれども。1つ目が搬入搬出ルート、交通量影響予測、排水計画、それから生活環境影響調査ということで、先ほどのお話だったわけですが、これらの項目というのは、法律的と申しますか、どこかに決められている項目なのか、それとも、こちらで想定された項目なのか。ちょっとくだらない質問で申しわけないんですけれども、ちょっと興味がありまして、どんなふうに設定されたんでしょうか。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 これは県のほうで設定した項目でございます。この項目で審査をしなければならないという基準が示されているものではございません。51条の許可も、従来から神奈川県、何本かやっておりますが、こういった審査項目に基づいて審査をさせていただいているところでございます。

【加藤会長】 わかりました。では、県の中で51条のこのただし書を許可と申しますか、その部分について、こういう審査項目でやってきているということでございますね。

【神奈川県建築指導課 伊東グループリーダー】 そうでございます。

【加藤会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。何かご質問、ご意見、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで審議のほうは終了させていただきたいと思っております。今回、この本案件の答申の確認をさせていただきたいと思っております。議題1、建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置についての答申の内容でございますが、いかがいたしましょうか。原案どおり可決するというところで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【加藤会長】 それでは、異議なしということでございますので、この内容でと申しますか、原案どおり可決するという内容で答申させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日の議題のほうはこれで終了となります。では、進行のほう、報告事項のほうは事務局にお返すことになっているようでございます。よろしくお願いたします。

### 3. 報告事項

【黒木都市建設部長】 会長、どうもありがとうございました。

それでは、3の報告事項に移らせていただく前に、事務局職員の入替えを行わせていただきますので、少しお時間をいただきたいと思います。

(県職員・環境課長退席、田端拠点づくり課職員入室)

【黒木都市建設部長】 大変お待たせして申しわけありませんでした。それで

は、まず3、報告事項、(1)第7回線引き見直しについて、担当のほうからご報告をさせていただきます。

【米山副主幹】 すみません、お手元の参考資料の2、第7回線引きについてというA4、1枚の両面、もしくは表の次のほうに沿って説明させていただきますので、見やすいほうをごらんになりながら聞いていただければと思います。

報告事項の1つ目、第7回線引き見直しについてということで報告させていただきます。本日は、2点、素案の閲覧と公聴会についてと、あと線引きのスケジュールについてご報告させていただきます。都市計画の素案の閲覧及び公聴会の概要ということです。昨年9月に素案の閲覧、公聴会について10月、実施しております。素案の閲覧につきましては3週間実施しております、平成27年9月4日から25日まで実施しております。この間閲覧にお見えになった方が15名、そのうち3名の方が公述申し出をされております。

下のほうの公聴会なんですけれども、公聴会につきましては、平成27年10月22日に行われております。申し出された3名の方、全員が公述を行いました。こちらにつきまして、資料2の第7回線引き見直しに係る都市計画公聴会、公述意見の要旨と県の考え方になっておりまして、ボリュームがありますので事前にお配りさせていただいたところなんですけれども、概要についてご報告させていただきますと思います。

いただいた中の主な意見ということで、まず1つ目は、意向調査をされたという感覚がないまま、町が勝手に第7回線引き見直しの申し出をしたと思うということに対しまして、平成26年9月に寒川町が地権者に対して意向調査を実施しました。その結果、地権者の3分の2以上の賛同が得られておりますという旨の回答をしております。

2つ目の線引きをするのに、農業振興地域のままで行うというのはおかしいということに関しましては、農業振興地域等については特定保留区域に設定する地点ではなく、市街化区域へ編入する手続とあわせてその変更を行うことになりまして回答しております。

3つ目の都市計画審議会は、この区域の指定するに当たり、どのくらいの審議時間を費やしたのかということに対しましては、寒川町では平成26年3月24日、及び平成27年5月28日に開催した都市計画審議会において第7回線引き見直しの報告を行っており、他の案件を含めて2日間の合計で3時間を審議したというような回答をしております。

次、4点目のぼちで、第6回線引き見直し以降、見直しがありませんと町から言われたということに対しましては、前回線引き、第6回線引き見直しの手続を進めた際に、既に少子高齢化、人口減少社会、産業の空洞化などが顕著化していたため、第7回線引き見直しにおいて工業系市街化区域の拡大ができるか不透明

であったため、寒川町からは特定保留区域として設定が第6回線引き見直しで最後になるかもしれないということを説明させていただいているという回答をしています。

最後の審議委員の15名中、田端の部落からは誰一人審議会委員がいないということに対しましては、寒川町都市計画審議会条例に基づき、町民、議員、学識経験者で構成されており、特定の地域が関連する議案や報告があるからといって、その特定の地域における代表者が審議委員であるものではないというような回答をしています。これにつきましては、先ほどの資料につきまして抜粋してご説明しましたが、お時間のあるときにご一読いただければと思います。

最後にスケジュールなんですけれども、前回、町の都計審が平成27年5月28日に開催しております、その後、案の申し出を行っております。その後、先ほど申したとおり素案の閲覧及び公聴会を行っております。今後の手続なんです、5月13日、本日から2週間、法定縦覧、神奈川県と寒川町のほうで行っております。この間、意見書が提出できることとなっております。その結果を受けまして、次回、7月29日に予定しているんですが、町の都計審、また、8月下旬から9月上旬のころと情報が入ってきているんですが、県の都市計画審議会が開催されまして、今年中、年内に都市計画の決定、告示がされるというふう聞いております。

説明については以上でございます。

**【黒木都市建設部長】** 報告が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。どうぞ。

**【後藤委員】** すみません、私は今日は農業委員で来ておりますが、私も農業専業でやっておりますが、田端の知り合いの方も夢中で農業高校を出て、跡を継いでやっておられて、大分今は市街化、工業地帯ですか。そうなるということ、いろいろと考えちゃっているということも噂で聞いております。残念というか、農業で食っていかれるなら、私も調整区域が一番いいのではないかと考えているんです。工業といっても、町の発展はいろいろあるかもしれませんが、工業にしたから町が発展したということはないと思うんですね。

工業が発展した陰には、我々農家がとんだ影響を受けて、悲惨な結末を強いられていると思うんですよ。ですから、できたら反対をしている人は農地をたくさん昔から持っていると思うんです。それで、子どもも跡を継いでやっていられるので、できたら、そういうところ、いい農地を残すべきではないかと思っている1人なんです。

皆さんの意見が3分の2が賛成したからといっても、面積的には農家をやっている人が多いのではないかと思うんです。それで、市街化になれば、当然町の財政とか、いろいろ豊かになるかと思いますが、それもいつまで続くやら、わから

ないと思うんですね。農業委員会としては、できれば農振地域でおいてもらったほうが良いような気もいたしますが、ひとつその辺をよろしく願いいたします。

【廣田田端拠点づくり課長】 田端拠点づくり課の廣田と申します。よろしくお願いいたします。ただいまのご意見に対して、現時点の状況をご説明させていただきたいと思います。今、第7回線引き見直しということで、この田端西地区というのが、ご説明の中にもございましたが24.7ヘクタールの中での土地利用としては工業系の土地利用を図ることとしていくという位置づけがなされております。したがって、今合意形成の過程ではございますが、工業系の土地利用を中心に、その中には基本的には農地としての存続というのがなじまないというお話はあわせてさせていただいております。

今後なんですけれども、今いろいろ意向確認はさせていただいております。当然ただいまご意見のございました、営農を希望するという方はいらっしゃいます。今後、合意形成、そして個別の意向調査に入りますので、その時点で、ケースとしては代替などの営農希望者についてはございますよというお話はさせていただいておりますが、今後、より具体的に意向調査、確認などをとっていく段階で、個別にそのような手だてをご提案させていただいた上で合意をいただきたいと考えています。以上でございます。

【黒木都市建設部長】 よろしいでしょうか。ほかに何かご質問はございますでしょうか。

【鈴木潔委員】 いいですか。どうぞ、先。

【藤沢委員】 今も課長がご説明になられたように、合意形成へ入っちゃっているんだということですね。しかし、私もこれは田端の人もちろん、今田端の西地区ですけれども、何で特定保留なんだということを盛んに言っておられた。例えば平成22年の線引きのときには、田端は公聴会に出られなかった。倉見では3人、公聴会に出ました。その間の都市計画審議会には私も審議委員でしたけれども、倉見からは傍聴に5人も6人も来られたということです。

この田端からのこれを見てみると、田端の人のご不満は、私はごもつともだと思っておりますよ。県の方は退席しましたけれども、町は絶えず県がこうだから、町の考え方というのは少しも示さないですね。例えば県が特定保留を言ってきたから、皆さん、どうですか。田端へ当然そうだった、倉見へもそうだった。そして、これを拝見していくと県の答えしか出てきていない。私は、町はやはり直接、今、廣田課長がこれから代替とか何とかで代用できますと言われるけれども、私はそんなことではないと思っておりますよ。

私が実際に田んぼをやっている、畑をやっている、同じキヌヒカリをつくって、同じアキニシキをつくっても、スズメが来る田んぼと、来ない田んぼがある。これは地質によって違うんですよ。同じ田んぼでも、例えば精米所では米ぬ

かは廃棄物ですけれども、米ぬかを田んぼへやるといって味がいいということだから、私は田んぼへやった。そうしたら、スズメが集中してしまうんですね。もちろん、有機質をたくさんやると味がいいから、そこだけに来てしまう。ほんとうに恐ろしいというかね。そんな中で、せっかく農家の人は小松菜をつくりにしても、キヌヒカリをつくるにしても、自分の土地は先祖代々からずっと土地その家独特の風味のある土地をつくってこられた。

それを簡単に代替地を探してきますよと。今までの大抵の代替地というのは、どこでも草が生えるところなら畑だろうよ、水のあるところは田んぼだろうよというところで、全く状況も何も察しもない中で代替を2カ所か3カ所持ってきて、あそこの農地は3回持っていったけど、だめだよ、あれはしようがねえよなんてね。そういう短絡的な結論を出してしまう。そういった点では、廣田課長も地元で生まれて、地元で育てられたんだから、田端の方とは遠いだろうけれども、そんな私は簡単なものではないと思うんです。

田端の人たちは盛んに何でこうなっちゃったんだということを言っておりますけれども、倉見では特定保留はノーにしました。そうしたら、県でも、町でも、特定保留がノーなら、一般保留ですよと。じゃ、特定保留と一般保留とどう違うんですかと言ったら、県も町もほとんど同じですよと言うけれども、その後いろいろ調べていってみると、特定保留と一般保留とは天と地ほど違います。いわゆるこれで、この公述人が言っている、特定保留は区画整理がついて回っちゃっているんだということ。

確かに特定保留というのは、それを許可すれば、あと待っているのは特定保留ということだと、区画整理。区画整理の後に来るものは減歩ですよと。減歩は25%から30%が当たり前ですよと。左岸では26.2ですか、を予定しているみたいだと。平塚側は30%でも、今進めようとしております。そして、その上、負担金も取られる。この方々は県からなり、あるいはどこからなり補助金も来ても、それは測量費だとか、精密機械だとか、いろいろな職員の残業に充てるんですよと。地元へは何のメリットもないですよと。

そのあげくに地価が上昇するでしょうぐらいのことしか言っていない。だから、県の考え方をこれは出していますけれども、私は町の考え方を出すべきだと思うんですよ、責任を持って。自治体というのは、私はそういうものだと思うんです。たとえ県が何と言おうと、町はこうですよ、ああですよということ。

何で田端が特定保留の道を進むようになってしまったかということ、倉見の場合がいい例です。意向調査をやられた。意向調査の中で、じゃ、市街化イコール、特定保留に賛成の方はどうですかということ、わずか32%だった。そして、条件によっては賛成しますというのが37%。合わせて70何%ですよ。これは、特定保留の承認ですよ。私からすると、条件によって賛成するときと、条件によれ

ば反対するという事なんですよ。

田端ご出身の部長さんが盛んにそれを言われた。両方を合わせると70何%ですよと。私らは随分反論しましたけれども、そういう答弁しか得られなかった。言い返しますと、賛成は33%ぐらい。条件によっては賛成しますよといったら、それは賛成の中に入れちゃう。条件によって賛成ということは、条件によれば反対なんです。何で町はこうやって、田端の特定保留を進めることについては、何か私は根本的な問題があったんだろうなと。

もう進行過程ですから、今さら私ども、審議会の中でそれはバックしなさいよと、いくらこれは農業委員会で声を大きくして、寒川の農業の振興のためにと言われても、うまくできないだろうと思うんです。しからば、今廣田課長がおっしゃるように、どういうふうにやってあげられるか。何で26%も減歩されなきゃならない、何で負担金を出さなきゃいけないんだと。しかも、水田の場合は、水田の除籍金が10年間、平米120円のプラス5円。これまで地権者にとということですよ。私は強く反省してもらいたい。

それから、あとこれは事務的な問題ですけども、先ほどスライドの中へ田端部落という文字が出てきたけれども、差別用語を町がああいうところへ出すのは、やはり。確かに十何ページかで1人、田端部落ということをやっていた人があるけれども、括弧書きで田端地域とか、何とかとしてあげて。それから、田端の人が除籍料30年分。今は30年じゃないでしょう、9年でしょう。そういうところに出す以上は、やはり間違いは修正して、括弧書きでわかってもらえるような方法を、私は考えてもらいたいなと。

**【黒木都市建設部長】** 今、藤沢委員がお話がありました最後の田端以降の文字のところは、大変申しわけございません。以後、注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

**【廣田田端拠点づくり課長】** 引き続き、私のほうで、事業化として今のご意見の中でお答えできる範囲内でお答えさせていただきます。まず、何点かお出しいただいたご意見の中で、代替ですね。そのまま、ただ代替の土地を与えられても、土質の関係とか、いろいろあると。同じような状況以上でない、なかなか厳しいのではないかというご意見がこの後についています。今後、計画の具体化が進んだ段階で、先ほど申しあげましたが、個別に聞き取りなどする段階で、町の農政サイドとそういった同等の適地があるのかという部分も含めて、ご提案をさせていただきたいと考えております。

2点目なんですけれども、田端の特定保留です。倉見の一般保留と田端は何で特定保留だという部分なんですけれども、特定保留に設定したという状況ですが、幾つかございまして、総合的に判断させていただいた結果のものでございます。何点か申し上げますと、まずは地元のまちづくりに関しての組織があることとい

うことで、現時点では区画整理、組合施行ということで、組合設立の前の設立準備会というものがございます。それ以前に、田端まちづくり研究会というのがございまして、そこで土地利用についてのいろいろな研究をさせていただいたのが始まりなんですけれども、そういった組織が現時点でございます。

そして、事業手法に対する状況につきましては、この地域については土地区画整理事業ということを組合施行という形で行うこと。最終的には、土地利用計画に対する同意の状況ということで、これもあわせて工業系土地利用を図るということでお話し合いをさせていただいて、一定のご賛同をいただいているところでございます。

あと、今回の第7回線引きというのは、神奈川県決定案件ということで、そこに町の意味がないのかというご意見がございました。これについては、事業化としての範囲でお答えさせていただきますと、今回、組合施行という形の中で町の助成を総事業費の2分の1を出させていただくということを従前から申し上げさせていただいております。これについては、総事業費の限度額なくですね。今まで申し上げておりますのは、おおむね一般的に造成とか絡んで申しますと、50億円程度おおむねかかるだろうと。だとすれば、その2分の1は25億ですよというお話はさせていただきました。

その助成金額というのは、一般的に考えて、1例で一番近いところだと萩園が同じ工業系土地利用を図ったんですけれども、30%程度ということでございますので、そこを上回る助成の割合ということをもってすれば、町の意味というのはそこに大きくあらわれているのではないかと、地元としては考えているところでございます。おおむね以上でございます。

【米山副主幹】　　あと、もう一つ、関連してなんですけれども、こちらの公聴会の資料2のほうを見ていただくと、県の考え方というふうに示されて、左側に公聴会の要旨、右側に県の考え方という書き方になっております。こちら、神奈川県の公聴会規則にのっとって行っているもので、県の考え方ということで、主体者が県の語り口になっております。寒川町に関する質問を受けている場合は、この内容については町に対して、やるべきについては町のほうで考えて、神奈川県と協議を進めているんですが、最後のところに寒川町から聞いておりますという書き方になっておりますので、その部分については町の意見というふうにご判断いただいて構わないと考えております。以上です。

【黒木都市建設部長】　　藤沢委員、いかがでしょうか。

【加藤会長】　　司会は今そちらですよ。

【黒木都市建設部長】　　はい、そうです。

【加藤会長】　　じゃ、私からよろしいですか。

【黒木都市建設部長】　　はい、どうぞ、お願いします。

【加藤会長】 この都市計画審議会の委員、多くの方が地元の方でいらっしゃるのですが、この経緯も、地元の様子もおわかりになっている方が多いと思うんですが、審議会に出てくる資料として、やはり十分に理解をするために、倉見もそうですし、田端と、どういう経緯で今まで来ているのかという話を、今までにも資料をいただいていると思うんですが、毎回配っていただかないと、また記憶がなくなってしまうので、そういうものがあって、それで意見交換をしたほうが実のあるものになるかなという気がするんですね。

今、いろいろな意見が出ていますけれども、私ども、部外者からすれば、まだわからない部分が相当ございます。今までの経緯も、私、参加しているんですけども、すぐ忘れてしまいますので、そういう中できちんと議論していったほうがいいかなと感じましたところが1つです。

それから、主な意見、パワーポイントでございましたけれども、これも分厚い資料、読むのはなかなか大変で、これももう少し、主な意見があって、こっち側にどんな回答をしたか。そんなふうな概要版みたいなものがあるとわかりやすいと思うんですね。だから、その辺の資料の整理をしていただくと、大変ありがたいと思いました。よろしくお願いします。

【黒木都市建設部長】 ただいまの資料の関係、倉見のまちづくりの関係、それから田端のまちづくりの関係、その辺の経緯等がわかるような資料を。今日のご用意できていない状況ですけれども、その辺、今後お示しできるような形でご用意させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【黒木都市建設部長】 全般的に、この資料については見やすい資料ということで、今後努めてまいりますので、ご意見ありがとうございました。

【加藤会長】 何しろ都市計画は長スパンでやりますので、今までの経緯がわからないとなかなか審議しにくいと思うんですね。ですので、ぜひ興味深い、すごく重要な案件ですので、そのようにやっていただくと助かります。よろしくお願いいたします。

【藤沢委員】 確かにあなた方がおっしゃるように、県の答弁であっても、町はこういう考えだということ。私らが見てみると、町が責任持って答弁すべきものも、県がこの文書の中では、町がそう言ったと。何か、両方とおっつけっこのような、責任の所在をこんなふうにやっちゃっているような答弁に思えるんです。

それと、やはり田端が特定保留へ進む条件として、ほんとうに私はその数字に達していたのか。いわゆる関東農政が認めるような3分の2以上の賛成者があったのかどうか。私は今になって言っても、田端のことですから疑問ですよ。倉見の場合は、それは蹴飛ばしましたよと。町の言っていることはおかしいよということで、特定保留はノーにしました。これは、たしか平成22年の3月幾日だか



に倉見はノーにしましたよと、これからは一般保留ですよと。

じゃ、一般保留と特定保留とどう違うんですかと言ったら、県も、町も、そのときに、よくあなた方に聞いてもらいたい、全く同じですよといった答弁なんです。じゃ、同じなら一般、特定と分けるんですかと言ったら、根本は同じですよと。調べてみれば全く違いますよね。特定保留というのは、やはり関東農政、農水省が認めれば、これは区画整理をやって、先ほど申し上げた区画整理、減歩、そして負担金、そして最終の大移動で終わる。その過程の中で全て町オンリーになっちゃっている。

私は、やはり代替をと言うけれども、どうしても代替を選ぶということは、続いて農業をやる方について一律20何%かの減歩を取るつもりなのかどうか。私は土地区画整理法の施行令の中で、あるいは、いろいろな、例えば全国土地区画整理NPOの何とかと。そうすると、現況のままの営農を続けようとする人の減歩は差し控えてもいいというものは、私は事例でもあったと思う、判例でもあったと思うんですよ。そういうところまで町は考えておられるか。

私はここが一番いいですよと。先祖何十年か、何代も、10代も、15代も、あるいは浅くても5代も、6代も、ずっと先祖代々農業をやってきて、こういう。それでも、町のためだ、移れと言うのなら、ここを30%、あるいは26%の減歩対象にするのはおかしいよと。代替を提示するときに、これだけの面積をここでどうですか。それプラス、デメリットの分をこうしましょうということも、決して言い過ぎではない。そのくらいの気持ちを持って、私は臨んであげるべきではなかろうかなと。

倉見のことを申し上げますけれども、倉見では、先ほど申し上げましたけれども、特定保留から、これからは一般保留になりますよということで、あおれから約7年たっていますけれども、いまだに一般保留の説明会はやっていられないんですよ。やってくれなかったんですよ。そんななんですよ。田端にしても、こういう公述人が、農家の人がこれだけの文書をつくるのは、私は大変だったと思う。思いは10分の1ぐらいしかあらわれていられない。そういうことも十分察して感じていただきたいと、これは強い要望に変わってしまうわけです。そういうことをお願いするしかないと思うんです。

**【都市建設部長】** 藤沢委員の要望を深く受けとめて、今後、まちづくりのほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かご質問はございますでしょうか。どうぞ。

**【後藤委員】** 田端の件ですが、あくまでも地権者との話し合いを十分やって、納得されなければ諦めるよりしょうがないのではないかと考えております。昔の話で、昭和30何年だか忘れちゃったけれども、おやじが、県営住宅へ近所で全部売るから、私も農業高校を出たばかりだったので、じゃ、あそこを売ってしまう

のかよと言ったら、うちが村八分になっちまうといけねえから、売っちまうだと、こういう話なんです。

そんなことで近所の人と、しょうがねえな、売っちまうのかなで売っちゃって、少し替え地は取りましたけど、替え地なんていうのは、いいところはないですよ。岡田のどぶ田だけです。それをとって、じゃ、近所の人は何をやったかという、みんな農業以外に手を出して、今、家庭で食べる野菜をちょっとやって暮らしている人がほとんどではないかと思うんです。ですから、皆さんが近所で売ることから。おまえのところでもどうよ、売っちめえなよというような気持ちでは、これからは農業はやっていけないと思うんです。

だから、自分の意思をどこまでも通していかないといけないのかなと思っております。それで、田端においても跡継ぎの問題も、岡田でもそうですよ。跡継ぎはあまりいない。だけれども、親がいなくなったり、やらなくなれば、親戚なり、勤めていた者がやって、どうやらやっていくと思うんです。それで今、私も農業委員ですけれども、荒れ地をなくすということでパトロールをしたり、町のほうから、荒れているから何とかしてくださいという通知は出してもらっていますけれども。ですから、これからもっと荒れ地が出るのかなとは思っておりますが、全部荒れることはないと思うんです。やはり、日本人だから、米を食って野菜を食って、そういうことを考えると、全部工業用地だ、そういうのにどんどんやってしまうのも、いいかげんには考えなければいけないのかなと思っております。

これは、私は田端じゃないから、なっちゃったものはしょうがないのかなという気にもなるかもしれませんが、やはり、自分がいろいろな今まであったこと、県営住宅、菅谷神社の裏、それから殖産住宅、あれも全部、うちではどうやら替え地をとっていたわけですが、恥ずかしい話、おやじが亡くなって、今度は相続でみんな取られちゃったと。これも悔しい話だけれども、市街化がいいか、調整区域がいいか、一番いいのは農振地域です。

私は、大体土地を売っちゃって農振地域にかえました。それで、せがれもどうやら、これからやりそうなので——やれとは言わないけれども、何とかやってくれるんじゃないかと思っております。ですから、百姓をやっていたって、絶対に食っていけるという私は自信があるので、田端の人も農業をやっている人はみんなそういう人ばかりだと思うんです。

何、百姓だってよくやっついていかれると。こういう人が今頑張っておられると思うので、あくまでも地権者と、十分町と話し合いをやっていただきまして、町がどうしていいんだか、私はわかりませんが、あくまでも地権者との話し合い、これしかないと思いますので、意見としてちょっと言い過ぎもあったかもしれませんが、私はこういう意見でおりますので、よろしく願いいたします。

【黒木都市建設部長】 貴重な意見、ありがとうございます。まちづくりを進

めていく上では、やはり権利者としっかりと、町のほうも丁寧に説明をした上で進めていかなければいけないと、そのような意識は持っていますので、今後合意形成に向けて進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

【千葉委員】 いいですか。

【都市建設部長】 はい、どうぞ。お願いします。

【千葉委員】 小谷自治会の千葉です。去年からここに出席させていただいているんですけども、今回のこの公聴会の内容を見たときに、限られた方からのご意見ですけども、それぞれ生活があるんだからということがこの中ににじんでいると。町として工業系の利用を考えるとということでの指定を考えておられるわけですけども、結果的には、工業団地が昔でき上がったように、やっぱり町としてそういう設計図を描くときに、とりあえずはこういう地域、区域だけを考えるというのではなくて、やっぱり工業的な利用をするならば、どういう絵を描いていくかということまでくっついてこないと、区画だけしますと。その場合には、まず取り上げるという言葉はちょっと不適切ですけども、やっぱり利用したいんだという意図はある程度、時代とともに変わると。

私もサラリーマンで、組織にいたものですから、それは組織で生きていくためには必要なことで、利用できるものはある程度利用したいということについて。ただ、農業をなさる方がやっぱり意欲を持って臨んでいると、先ほど後藤委員が言われましたけれども、そういう方々の意見——今の田端の方の、そういう方々の意見を尊重するということは、根底になればいかんと思うんです。それにかわるものを、町がプランとしてあるならば、どういうことでそういうことに展望を、工業系に利用するという中でお持ちなのかと。

2020プランなんかを見ても、はっきり言ってよくわけがわかりません。具体的なことを出して、それで説得する。これだったら、時代かなというふうになんか納得いただくような方法を総合的に出さないと、お願いだけになっちゃう。結果的には、力に潰されちゃうというようなことになりかねん。

藤沢さんもおっしゃいましたけれども、やっぱりそれぞれが自分がそのところで生きているということを考えたら、そのことには十分過ぎるぐらいの配慮をして当然じゃないかと。ちょっと感想ですけども、公聴会の資料をいただいて、必死の思いで3人の方は訴えられているんだなということ、私は個人的に感じました。ですので、どういうふうにおとりになるかは別にしても、私としては率直にそういうことを感じたということだけ、ちょっと意見として述べておきたいと思います。

【黒木都市建設部長】 貴重な意見、ほんとうにありがとうございます。公聴会のこの資料を見て、農業に携わっている方の強い意見というのは、大変私どものほうもしっかり受けているところでございます。そういった中で、ちょっと繰

り返しの回答で大変申しわけないんですけども、今、田端の拠点づくり課がございまして、そちらが中心となって地元のほうといろいろやりとりをやっているところがございますので、合意形成に向けて進んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに、何かございますでしょうか。

【綾木委員】 ちよっとすみません。

【都市建設部長】 お願いします。

【綾木委員】 教えていただきたいんですが、ちよっと私もわからないところなので。県の考え方というところで、お答えいただいているんですけども、その中に、田端等が対象だと思うんです。農業振興地域内には農用地区域もあります。これは、特定保留区域として設定する時点ではなくて、市街化区域へ編入する手続とあわせて、その変更を行うという、この意味。手順というのがわかっておりましたら、教えていただきたいと思うんですが。

【米山副主幹】 今回、第7回線引きでは、さっきお答えしたとおり、特定保留区域ということで、特定保留区域というのは、あくまでも市街化調整区域のままであると。合意形成が進んで事業化の見通しが立った時点で、次の線引きを待たずに、随時市街化区域に編入できる地域となります。あくまでも現時点では市街化調整区域で、この特定保留、一般保留区域に位置づけられていない場合は、第8回線引き、ちよっとまだ予定はわかりませんが、そういった時点まで、いくら合意が高まっても市街化区域に編入するチャンスがないけれども、保留区域に位置づけられていると、随時その間、市街化に変更、事業化のめどが立って合意が高まれば編入できると。

現時点で、あくまでも調整区域のままなので、市街化編入区域区分の変更が行われる。第7回線引きで終わっても、工業系の土地利用はできませんので、調整区域のままなので、実際に工業系土地利用ができる、都市計画の手続きを、またもう一回同じようなことをやるんですけども、その手続きにおいて、市街化編入するという合意が高まった時点で、同時に農業振興地域を外していくというような流れになっております。以上です。

【綾木委員】 ありがとうございます。

【黒木都市建設部長】 ほかに何かご質問、ございますでしょうか。

なければ、次に移らせていただきます。報告事項（2）の都市マスタープランの改訂について、移らせていただきます。ご説明をお願いします。

【米山副主幹】 すみません、正面のスクリーンか、お手元の参考資料3、都市マスタープランの改訂について、どちらか見やすいほうをごらんになっていただければと思います。すみません、そもそも都市マスタープランというものが何かということなんですけれども、都市計画法18条の2。こちらの条文、平成4

年の都市計画法の改正により追加されたんですが、こちらで条文を読ませていただきますと、市町村は議会の決議を決められた当該市町村の建設に関する基本構想、並びに都市計画区域の整備開発及び保全の方針に則し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針——この当該市町村の都市計画に関する基本的な方針につきまして、通称都市マスタープランと呼ばれているもの、これを定めるものとするという条文になっております。

この平成4年の法改正を行いまして、町のほうでも早速マスタープランに着手しまして、平成7年3月に当初の都市マスタープランを策定しております。平成15年3月に、こちら、新幹線新駅誘致地区が寒川倉見地区に決定したことに伴いまして、第1回目の都市マスタープランの改定を行っております。

今回、着手を始めたんですが、平成15年3月の改定からもう10年以上たっております。この間にさがみ縦貫道路、藤沢大磯線、また、寒川駅の北口の土地区画整理事業などの土地基盤整備の進捗、また全国的に人口減少社会への突入、少子高齢化の社会の進行など、社会状況の変化。また、さらに、さむかわ2020プランを本格改訂されており、昨年度末、この3月に策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に対応する必要があるため、都市マスタープランの改定を行うこととしております。

次、骨子案の検討の流れということです。まず、今現在着手しているところなんですけれども、オレンジ色の色塗りしているところで、左側の1番、上位計画等との整合、現行計画の検証。また、右側へ行きますと、3番の基礎データの収集と解析。後ほど説明させていただきますが、町民意識調査、こちらのほうを今着手しております。これから、都市マスタープランの大枠を骨子案という形で、一度、計画のやわらかい時点で都市マスの大枠を策定して、そちらを次回の7月29日に予定しておりますが、都市計画審議会に報告できるような形で、庁内ですとか有識者も交えて検討を進めていくという作業を控えております。

その骨子案が7月29日に報告できましたら、今年の夏から秋ごろに骨子案を公表して、説明会ですとか、意見交換会等を開催する予定でおります。目標としましては、28年度内にその骨子案を公表し、いろいろご意見をいただいた上で素案をつくり上げていくということを目指しております。

先ほど申しました町民意識調査なんですけれども、既に実施しております。実施時期につきましては平成28年2月16日から3月7日。郵送で配布しまして、郵送で回収する方式をとっております。配布枚数は2,000枚、回収が787通、率にしますと39.4%。直近に行われている同様の2,000通程度の調査で、30%回収率を切っておりますので、比較的関心が高かったのかなというふうに認識しております。

下に回答者属性ということで、男女別、年代別ございます。一番下の計の欄が

年代別なんです、20代、30代、40代、50代、60代あたりが均等にご回答をいただいております。男女比につきまして、女性の比率がすごく高くなっているんですが、配布した枚数はほぼ同数なんですけれども、ちょっとここまで女性が高かった理由はまだ研究が進んでおりません。

参考資料の4として、町民意識調査の概要を調査項目に単純集計をお配りしましたので、後ほど詳しくはそちらのほうをごらんいただきたいんですが、簡単に調査結果の概要をご報告させていただきます。調査項目として、通勤通学の交通手段とか、買い物だとか、そういったことをどうしているかというのを調査項目を入れているんですが、通勤通学、日常的な買い物、また風邪等の病院なんかも町内で済ます方が多いんですが、茅ヶ崎や海老名も日常の圏域に入っています。

外出の手段は自家用車が高くて、町内の移動については自転車、徒歩。特に自転車が高くなっております。買い物は、インターネットで買物をされて、日常の買い物とかをしている方はどのくらいいるのかというようなことを調査しております、若い世代のほうが高いんですが、一定の割合がいるということがわかってきました。休日につきましては、いろいろな町内が一番多かったんですけれども、多方面に出かけることが伺えます。

下のほうの丸のところです。寒川町の好きなおところということで、今年の産業まつりのときに直接ヒアリング、町民の方に直接意見をいただいた寒川の好きなおところをちょっと調査項目に入れまして、何個か選んでいただきました。一番多かったのは、富士山がきれいに見える、2番目が寒川神社、3番目に自然環境、緑が多くてのんびりしていると。次に、縦貫道路ができていますので、縦貫道路ができて便利になったと。また、さがみ縦貫道ができて便利になったというのが上位の5項目になっております。

次、まちづくりの課題として捉えているところ、5項目になります。こちら、一番課題として多かったのが、日常交通（バス・鉄道等）の利便性の向上というのが多くなってまいりました。その2番目が、高齢者や障がい者も暮らしやすい生活環境の充実、地震・台風に対する安全対策、医療施設の利便性の向上、道路交通の安全性・利便性の向上が続いております。

すみません。先ほどの骨子案のところ、ちょっと具体的にどういうふうというのは、先ほどの図であったんですが、こちら有識者との意見交換ということで、骨子案の検討を通じて今後の都市づくりの方向性、効果的な施策のあり方について、有識者の意見を伺いながら検討するとともに、役場の庁内の中でも共通認識を高めていきたいというふうに考えております。

もう一つ、都市マスタープランの構成なんですけれども、一般的に土地利用ですとか、道路、下水などの都市施設だとか、事業の区画整備だとか、そういった都市計画法の枠組みで構成されていることが多いんですが、非常にそれは実際に

見る方とか、町民の方にとって、わかりにくい、受け入れにくいというようなことを考えております。今、寒川町のほうでは、これからの方向性をテーマ別にして、こういうテーマで、こういうふうを実現するから、これを行うというような構成にして組み立てていきたいなということで、検討をしております。

今後の作業については、今着手している中にいろいろな情報だとか、既存の計画の検証などを行っているんですが、その辺の整理も引き続き進めていきたいと考えております。簡単ですけども、説明のほうは以上になります。

【黒木都市建設部長】 報告が終わりましたが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

【二ノ宮委員】 このアンケート配布2,000通、どのような形で2,000を選ばれたんですか。

【米山副主幹】 参考資料の4の1ページ目です。この2番、調査概要のところ、調査対象が寒川在住の18歳以上の男女個人対象で、4番目のところ、対象の抽出方法ということで、住民基本台帳から無作為抽出という形で抽出しております。

【二ノ宮委員】 年代別に幾つと限らないで、基本台帳からですか。

【米山副主幹】 ある程度、それぞれ年代によって、世代別に人数がかなり違いますので、その辺で多い世代は年代別では一定の数になるように調整はしております。

【黒木都市建設部長】 よろしいでしょうか。ほかに何か、質問ございますか。お願いします。

【鈴木潔委員】 マスタープランが平成7年に最初にできたそうですけれども、そのプランができて、どれだけ今まで20年間に実現できたものはあるんですか。

【米山副主幹】 先ほど、着手している中に都市マスタープランの現行計画の検証というのを今作業をしまして。

【鈴木潔委員】 あるんですか。

【米山副主幹】 ええ、ちょっとまだ取りまとまっていない段階です。申しわけないです。ちょっと当時つくった計画は、今つくっている2020プランとかというのは、もうPDCAということでしっかりチェックしていこうという構成に、指標があったりとかという管理しやすいものになっているんですが、当時そういう視点を入れずにつくっておりますので、なかなか、ずばり何%かというのはきびしいですが、それでも、しっかり現況の計画はどうだったというのを検証しない限りは、次の計画にできませんので、それを今着手しておりますが、今日はちょっと報告できる段階じゃないので、申しわけありません。

【鈴木委員】 次の機会に。

【米山副主幹】 はい、すみません。

【都市建設部長】 ほかに何かご質問はございますでしょうか。  
お願いします。

【綾木委員】 すみません。都市マスタープランの構成を従来と変えますよということが説明されているんですけども、寒川町のこれからのまちづくりの方向性をテーマで示すと。もうちょっと具体的な、何かイメージがもしありましたら。ちょっと今イメージが湧かなかったものですから。まだそこまでできていないというのだったらよろしいですけども、今の段階で何かありましたら。

【米山副主幹】 すみません、都市マスタープランを、ある程度こういうふうな形で書きなさいよというガイドラインが当初出まして、どこも同じような形で今整理されているんですけども。ここに来て、いろいろそれに沿わない形のマスタープランが出ております。今、参考にさせてもらっている全国のマスタープランとかあるんですが、まだちょっと、綾木委員が言われたとおり、具体的にこうだという方向性が出ているというレベルまで達しておりませんので、ちょっとまだ、こちらも次回以降という話になって申しわけないんですけども、もう少しでご報告できるような形にさせていただきたいと思います。ご理解願います。

【綾木委員】 ありがとうございます。

【黒木都市建設部長】 ほかに何かございますでしょうか。

#### 4. その他

【黒木都市建設部長】 それでは、ないようでしたら、3、その他に移らせていただきます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局から1点、報告させていただきます。線引き見直しの報告でも申し上げさせていただきましたが、次回の都市計画審議会は7月29日、金曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

#### 5. 閉会

【黒木都市建設部長】 それでは、本日予定しておりました内容は以上で終了となります。

本日は、大変お忙しい中ご出席いただき、また、ご審議いただきましてまことにありがとうございます。これもちまして、平成28年度第1回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございます。

— 了 —



<p>配付資料</p>	<p>資料 1 処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  資料 2 第 7 回線引き見直しに係る都市計画公聴会公述意見の要旨と県の考え方  参考資料 1 議題（1）説明用スライド資料  参考資料 2 報告事項（1）説明用スライド資料  参考資料 3 報告事項（2）説明用スライド資料  参考資料 4 寒川町都市マスタープラン見直しに向けた町民意識調査結果概要</p>
<p>議事録承認委員及び  議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により承認（平成 28 年 6 月 15 日確定）</p>